

- <特集>私にとって坊守とは -そこから問われるもの-
 - ◆ 両性で形づくる教団に向かって -坊守制度を問う視点と願い-
 - ◆ 坊守制度の論議のゆくえ ◆ 各教区の動き

 - ◆ コラム「ゆらぎ」
 ◆ 投稿「声」
 - 女性室公開講座 ◆ ハルモニの絵画展 ◆ 編集後記



1998 • 3

《特集》 私にとって坊守とは -そこから問われるもの-

両性で形づくる教団に向かって一坊守制度を問う視点と願い一

開かれた教団という願いは誰もが持っているものだと思います。しかしその "開かれた"とは一体どういうことをいうのでしょうか。

開かれた教団を願いつつ、閉鎖的になってしまい、しかもその閉鎖性に気づくことが出来ない現実があります。これは組織化したものがおちいる落とし穴でしょう。

私たちはここ近年の教団の歩みの中で、 みずからの閉鎖性に気づく唯一のきっか けは、外なるものからの声によってであ ることを教えられました。そして、その 声をいつも聞こうとしているあり方かど うかを常に確かめつづけることの大切さ を痛感します。

いま教団は、女性に住職の道を開きました。これまで教団は、男性教団としてその方向を決定してきました。そこに女性が加わるということは、これまでの住職の世界、教団のあり方が問い直され、変質することでなければなりません。もし変わらなければ女性はその中では生き難い。

そして,坊守制度については,これまでの坊守としての生き方を日々教え込中れ,体質とまでなってきた私たちの中はは,それを本質的に問い直すということはなかなか抵抗があります。しいかれ、子や孫の時代まで視野を広げたいき,教団がどうあってほしいのか,だれちができることは何か,だれの時代ものかれものがれるのように教団の諸制度についても今みるように教団の諸制度についても今改めようにとは改めておきたい。それを共通として論議していきたいと思います。

これまで外に位置づけられていた女性

の声を聞くことによって、男性もこれまでの視野を一回り広げることができるはずです。そして女性もまた男性の声を聞く中から自分の足元が問われてきます。今、御遠忌テーマ「バラバラでいっとしためる世界の発見ー」を受して、あらためて男性と女性が差異あるきのとしてお互いの声を出し合い、聞きためてりたい。両性で形づくる教団へと。そのために、

- 1. これまで住職と坊守の関係はどうだったのか。その歴史性を踏まえてそれぞれの立場と課題とを確かめる中から坊守制度を考える。
- 2. 「五障三従」といわれてきた女性に対する教団と社会の在り方が、今日の私たちにまでどのような坊守像(女性像)を体質としてすりこんできたのか。 受け入れた側(女性)と、善しとして押し付けてきた側(男性)とが共なる課題として確かめる中から坊守制度を考える。
- 3. 差異があるものからの声によってしか自分の閉鎖性に気づくことができないあり方を確かめつつ、あらゆる場(組・教区・教団)に、男性にとっては女性、寺にとっては門徒を構成メンバーとしていくためには、どこから改められるか、改めなければならないかをさまざまな視点から模索する。

開かれた教団への第一歩としてここか ら歩み出したいと思います。

そこで本号では、次の方々から声をお 寄せいただきました。

自らを固めず問題の共有を-

加 藤 代々子 (鹿児島教区 願藏寺)

今までに坊守とは何だろう、坊守の 使命は?宗門にとってもお寺にとって も坊守はなくてはならない人です。坊 守の生き方はこうでなくては……など といっぱい聞いてきました。また、最 近宗門の大きな課題として坊守の存続 までもが問題になっています。改めて までもがになっています。改めて はくてはならない時がきたようです。

さて私自身への問いとして坊守とは何だったのでしょうか。若い時は坊守って大変な仕事,大変な立場,大変な責任,家庭生活とお寺との両立で不安と不満がいっぱいで悩みましたし,どこからどこまでが坊守の仕事なのか,どこからが主婦の仕事なのか,割り切れない思いがいつも先にたっていました。

結婚と同時に坊守になり、いつの間にか四十数年の歳月が過ぎてしまいました。妻と坊守、子育てと坊守、対社会と坊守、どんな時も坊守という名はいつも私にくっついて重荷に感じていました。坊守である前に一人の人間と



して生きる事を抜きにして考えられな い筈なのに、坊守という言葉にはめら れてしまい、自由な動きの出来ない人 間になりそうでした。仏法のお座に座 ることも坊守として座っていて、私と いう人間はどこにあったのでしょうか。 長女が幼い頃のことですが,本堂でご 法座が開かれていました時、毎朝お朝 事に詣ってこられていたおきくさんと いうおばあさんが、字が読めない人で したのに『教行信証』の総序の文を御 講師と一緒にすらすらと声に出される のを聞いて、私には大変な驚きでした。 またおきくさんは一人暮らしの、しか も不遇な生活の中にありながらお念仏 を喜んで、豊かに生きておられる姿に 深く教えられ、私に聞法への一つの方 向が見いだされました。自分のまわり に起こってくるいろんな問題は、みん な私をほんとうの人間に念仏申さずに はおれない身に育てて下さる御縁なの に、心から「そうだ」とうなづくまで には長い時間がかかりました。辛かっ た嫌だった坊守の域を抜け、坊守の座 に意味が感じられ、生きる喜びがみつ かり、心からその座に座れるようになっ てはじめて今までにどれだけまわりの 人を傷つけ迷惑をかけてきたかと、今 やっと気づかされている私です。「後 生の一大事」のお言葉の響きの温もり が, 私の身の中にすっと入っていく思 いです。

今日、 宗派内の課題になっている坊 守問題で、やはり坊守は女性でなくて は、いや男性にもと論じられている最 中ですが、そのお寺お寺でそこに生き ている人が自分に与えられた立場を仏 様からの頂きものと両手に受ける事が 出来た時、坊守もまた坊守として生き 生きと活動出来るのではないでしょう か。「私は坊守よ」「俺は住職だ」と 自らを固めてしまったら何の動きも出 来ずに錆びついてしまうのでは。住職 と問題を共有し生き生きとした寺づく りを目指しながら、坊守である私はそ の坊守の座から常に問われ育てられつ つ、社会との関わりの中ですべての人々 と共に生きて行きたいものと願ってい ます。宗門においてはここ二年余りの 間に随分女性の進出が認められてきま したが、いろんな条件で教師資格を取 得出来にくい立場の坊守にも柔軟性の ある措置を考えてほしい。そしてもっ と視野を広げてすばらしい坊守の発掘 にスポットをあててもらいたいもので す。

- 大切な女性の参画 -

神 谷 清 美 (名古屋教区 昭信寺)

今回寺院教会条例の一部改正にとも なって女性住職への道が開かれたこと は、長年の願いが実現できて本当にう れしく思っております。それと同時に 私たち一人ひとりの責任の重さを痛感 しております。

現在私たちのまわりには様々な問題が起こっていますが、寺の坊守は何なのか、寺はこれらの問題になぜ目をつぶって地域社会と関わっていかないのかという疑問をもち、地域での問題解決に力を注いできた。

とかく寺は自分の寺を真剣に守ることが大切だといいながら、自分たち(寺族)の生活を守ることに終始しているのではないでしょうか。

私は寺や坊守は地域社会でおこって いる問題を自分は寺として坊守として どう関わっていくのか真宗の教えに真 剣に聞いていき、それを毎日の生活の 中に生かしていくことが大切だと思っ ております。

地域でおこっている問題は真宗の教 えと無関係であるとされがちですが, 門徒さんからの悩みごとの相談の中で, 仏事については住職であるが,日常生 活の現実的なことについては坊守に相 されるケースが多いこのことが多いっても地域社会でおこっている問題 については住職よりもむしろ坊守味 く把握していると思う。この意味で くっても地域と思う。この意味で くってはない。この意味で くってはない。この意味で くってもない。この意味で くってはない。この意味で くってもない。この意味で くってはない。この意味で くってもない。この意味で くってとので と思う。この意味で くってとので と思う。この意味で くってとので といる数団を のっています。

現在, 蓮如上人五百回御遠忌法要に 向けて「青少幼年センター構想検討委 員会」に参加させていただいておりますが、24人中女性はわずか3人であることからいっても、いかに宗門は男性中心で動いているのかということを実感しました。しかし3人の女性が熱意をもって発言したことによって男性の考え方も前向きになり、女性の意見を真剣に聞いていこうという姿勢に変わってきたのです。

この体験を通して、やはり企画の段階に女性が参画することが大切だと身をもって感じております。組や教区、 宗議会などにも女性が参画できるよう 提言しているところです。

坊守に関する改正が2年間延期されることになりましたが、坊守について性を限定すべきでないと思っています。しかしそれにともなっていろいろな問題があると思いますので、自分自身の主体的課題として、さらに教区坊守会でも考えていきたいと思っております。

男性の足元の問題

秦 治 人 (大阪教区 祐泉寺)

この頃、妻や子どもたちから「おとうさんは変わった。おじいさんとそっくりや!女だからといって私たちをバカにしているのでしょう。」と言われています。現在84歳の父は、50年間住職を務め、その間、家庭の中ではいわば「君臨」してきたともいえます。私

はそういう父・住職を見ながらこうなりたくはないと内心思い、逆らったりました。しかし今はその父と私がそっくりになってきたという言葉の上で、「坊守だから」と言ったり、また性差のですが、実質、住職=男、そしてが、とから役割を強制したつもりはなったが、実質、住職=男、そしとが、私を少しずつ変えてきたのかもしれるといるという伝統の上に居座っていることが、私を少しずつ変えてきたのかもしれる。

10年前,父と相談し,住職を継承す ることになり、門徒さんや組内の僧侶 に披露しました。しかし住職を継承す るに際し、妻に「あなたはどうする。 坊守になってしまうことをどう思う。」 と相談することはしませんでした。勿 論,坊守就任の式を行うはずがありま せん。自分の意思や選択の余地がない まま、たまたま住職の妻であるため一 つの役に固定されることが性差別であ り、それが自分の足元で起こっている ことを問題だと感じなかったのです。 それはごく「自然」のことだったので す。宗政の上で、議決権は坊守には与 えられませんし, 教化活動・寺院運営 についても参画しにくい状況は変りな い。ただ住職に従属させられるのみで、 見えにくい負担のみが荷せられること は男性住職の位置からは見えていなかっ たのです。

今回の坊守制度に限っての「寺院教

会条例の施行に関する臨時措置条例」をみますと、坊守の任務を「住職の本義を領解して、住職とともに教法を聞信しい」となって固定化さが、「配偶者」という性によって固定化を適用した。男性の配偶者にそれを向からある。男性優位の思想が、明世の場面での守りのととするのはがある。とするのといるでしょう。

現代の社会状況のみならず、教団の制度機構の中でも男性であれ、女性であれ、女性であれ、女性であれました。その関係性をさらに私自身が、そのところから問い直そうとしてのが問題です。しんどいそしてものような私であれば同時といるがであれば同時といるが今始まっています。



" 当たり前 " をくつがえす -

高橋晃俊(山形教区 正徳寺)

数年前、国内外の世論によって憲法 第9条を拡大解釈し自衛隊が国外へ出 たことは記憶に新しく、大きな危惧と 不安を抱いたことを忘れることはでき ない。

今ようやく女性室が設けられ、女性 住職の道が僅かながら開かれたが、うう。 だまだ本来の姿とはいい難いであろう。 そこに目を向けたとき、制度に出れてによがらめの仕組のではいかがいよいとがら知らさきにかがいないとがら知らされたとがら知らされた。一歩踏み出そうとはにもまとわります。とは一本のようである。その一年なのようである。とは何である。とは何されてきないものが見えてきないものが見えてきたいものが見えてきたいく。 これまで私にとっての坊守は女性がなるもの,住職は男性がなるもの。住職は男性がなるもれることがいう認識から離れることはなかったが,根拠はない。夫婦前」がくつがえされることに危惧や不安定がくことはない。『御文』に「在家上住の男女たらんともがら」の関係性を生きることにおいて解放ということでは決してない。

宗憲前文に「この宗門の運営は、何 人の専横専断をも許さず、あまねく同 朋の公議公論に基づいて行う」と述べ られているが、この言葉によってどれ ほど勇気づけられることか。もし、こ の本意を見失うならば、いかなる糾弾 をも受けとめ、あるいは十余か国のさ かいをこえても宗祖のもとへ行かねば なるまい。

「坊守の所在」を求めて―

藤内明子(仙台教区明賢寺)

「坊守」と「嫁」という言葉は、どこか同じ匂いと暗がりをもつ。ともに寺や家を拠りどころとし、己れ自身で立つところがない。坊守の名の由来がどうであれ、その認識が寺に従属し住職を助ける者である。

名称に不満があるのではない。その 職性を尋ねれば、ある意味、寺に住ま う者すべてが坊守といえる。しかし, 住職の妻にのみその名を限定されてき たこと,しかも職分が曖昧なまま制度 に組み込まれてきたことなどが,なぜ かしっくりこないのである。そのよう な中で坊守と呼ばれる私は,一体何者 なのかと。

女性住職の誕生は、時代の要請からも必然の結果であったが、その実現までの道のりをみれば、既成の概念をそっかえし制度を変えることの難しさをつくづくと思い知らされる。しかもここには、手放しで喜べない問題が依然 残されたままだ。私などには、即理解し難い「卑属系統」という言葉。これが我々を混乱させる。

この世襲制なるものが真宗の寺を連綿と存続させてきたという事実。血統が真宗の教えを次代に伝えるという幻想が、寺に住む我々を縛る。開かれた寺といいながら、その閉鎖性を指摘される所以である。さらに、寺が生活の場であるという私自身の都合も大いに絡み合って、寺の制度の問題は公私の間で揺れ動くのである。

女性住職の問題から派生した坊守問題は、今や他人事ではなく私自身の問題として突きつけられている気がする。幼少時から、「寺とは」「寺に住む者とは」と、有言無言のうちに五感に刷り込まれてきた記憶は、長い間私を捕らえて離さなかった。住職と坊守、男と

女という位置関係から生じる疑問や日々の思いも、いつしか日常に埋没してゆき声になることはなかった。しかし、流れは確実にこの無自覚な私をも引き込んでいる。

今後、制度についての論議は、様々な場で尽くされることだろう。だがその前に、住職を坊守を個々がどのように選び取ってきたのか、また選び取っていくのかをまず問題にする必要があるのではないか。主体的な選び取りの中でこそ、制度が生きる。

もっとも、何に拠って自分が立って いるのかそれさえわかれば、例えこの 先、坊守という名称を外されても困る ことはない。そもそもが矛盾の上に成 りたつ寺の有り様だ。暗がりの中、女 と男の等しく抱えるテーマとして、論 議は大いに紛糾すれば良い。



-坊守は呼称?

上 杉 彰 子 (小松教区 聖徳寺)

「坊守」とは「坊を守る」ということであり、「坊を守る」とは「聞法の場を開いていくこと」であり、また

「それを責任をもって主体的に引き受けていく者」として、私はこの名前を捉えている。それ故、性別や職業や年齢といったような条件を必要としない名前であると思っている。「住職」という言葉もまた然りである。

しかし、残念ながら、現実は全く違っ ている。将来はともかく, 現在は男子 住職の配偶者の呼称でしかなく、しか も住職の場合、住職修習を受講すると いうことはあるが、坊守の場合、坊守 章の許可証と坊守籍簿に坊守として登 録したという通知書が送られてくるだ けである。この扱いの違いを生んでい る視座が否応なく問われてくる。悲し いことに坊守とは本人の意思が全く問 われることなく、配偶者であるという だけで与えられ奪われる名でしかない ということである。このような名のも とで一体いかなる責任ある言動を為し 得るであろうか。配偶者の進退、言動 に振り回される立場でよしとせよとい うことであろうか。そのような立場に 於て、自己の責任において物事を引き 受けていく覚悟など持てるものであろ うか。坊守は寺院における一役職です と言われても、実際には、慣習に流さ れ自分の役割を問い直すことなく、主 体性も責任も失っているところで「坊 守」という名によって差別され、また 差別しているのではないだろうか。

条例には「坊守は住職の職務を助け

る」とあるが、そのためには、共に教法を聞信し、ともに修習を重ねていくしての住職としての自覚、坊守としての自覚などによって、寺院や教会の興隆は望むべくもない。同じ真宗門徒として、差別ではなく差異を認め合い、ともに生きる歩みにおいてのみ、興隆も発展もあり得るであろう。

いずれにしても私たちのいのちの願っ ている世界はどのようなものであろう か。三十五願に聞くならば、「女像」 という言葉であらわされる、姿形や能 力によって「いのち」の価値が決めつ けられることのない世界であり、「女 身」という言葉のもつ身分を作り出し, 差別を生み出すことで「いのち」を軽 んじ傷つけるもののすべてを厭悪する 世界ではないだろうか。いまこそ各々 の立場を通して, 男も女も, 住職も坊 守も, 今を生きている人間全てが教法 に依って自らの為してきたこと、為し ていることを問い直す、すなわち「己 が分を思量する」ことがうながされて いるように思われてならない。

追伸

現在の「坊守」という言葉も「坊守章」というものも、特異な集団の中だけの閉鎖的で差別を生み出すだけのものに思われます。どこまでも開放された教団にするという視座で考え直すべきだと思われます。

- *痛みに立って声を聞く* –

田 澤 一 明 (三条教区 明哲寺)

女性住職就任の実施に向けて, それが条件付きのものから, 形としてその制限が大きく取り除かれたものになった。当然のこととして, 男性住職の配偶者の呼称としてきた「坊守」に関する制度も同時に問題にならざるをえない。

しかしながら、「坊守制度」に関する話題を私は身の回りでほとんど聞いたことがない。「女性住職」の問題に関しては、活発とはとてもいえない当初条件付きのものであったことについても、問題にされてきた。ところが「坊守制度」に関しては話題にのぼらないし、問題にもなってきていないように思えるのはなぜだろうか。

私が男で住職であり、話す人の多くがやはり男であり住職や候補衆徒であるからというのが大きな理由の一つだろう。寺の男性の意識においては、や



はりどこか坊守の問題は女性の問題であるというふうになっているのではないか。だとすれば、問題にしていたもりの「女性住職」のことも、結局は男女同権という視点でとらえた制度上の問題にしていたに過ぎなかった自動にしないか。無論これは重要な視点であり、大事な一歩であるが、この帰結点としまった感がある。

「女性住職」・「坊守制度」の問題が、本来そこで問われるべき〈住職とは何か、寺や、教団の存在意義とはどこにあるのか〉という問いに向かわず、ただ単に制度上のつじつま合わせに腐心するにとどまってしまうことの背景には、危機感の欠如ということがあるように思えてならない。

寺が真宗を名告る寺である限り、そこには真宗の教えに対して開かれて。もということがはればなら地域のの一方で寺は現代社会のある地域のの「存在するが故に、時代社会という方で存在するが故に、時代社会という方とというない。その声を問題に開かれているという方と、の声を聞けない。との時に生きる者の生活があるのだろいというにといるがいくに違いながそのは枯渇していくに違いながそのまさに教団・寺・そこにいる私がその

危機の中にあり、そういう状況を生み 出している。

そうした痛み(危機感)に立って、 今すぐ開く<=聞く>ことを始めるし かない。特に女性・青少年層の声を届 けにくく、聞こえにくくしている制度 はすぐにでも見直すべきだろう。(選 挙制度の改正・組会への参加は急務で はないか。)「坊守制度」についてもこ うしたところから考えていきたいと思っ ている。

- 男の坊守はなぜダメ?-

山 崎 慎 子(高田教区 浄國寺)

私自信が住職になりたいかどうかは 全く別の問題として,何故女は住職に なれぬのか,ということの不自然はい つも感じ続けていた。

条例が改正されてようやくと思った のも束の間、様々な条件が付いていて、 かなり特殊な場合でなければ、女が住 職になることは実に難しい仕組みになっ ていた。候補衆徒・卑属系統など言葉 の難解さや内容的な問題も含めて検討



が進められ、すこしずつフッーになろ うとしているらしい。

坊守の項目についても2年の検討期間をおくという。私にはよくわからないことがある。どうして女の住職・男の坊守ではダメなのだろう。なりたい人,ならねばならぬ人がなれるようにすればよいのにと単純に考える。

坊守という呼び名も、音の響きも良いとはいえないし世間には通じにくいしで抵抗を感じていたのだが、適当な名はないものだろうか。「坊を守る」というのだから、たとえば「坊の主」よりはむしろ真宗寺院のあり方に近いと思うが、現状は「坊主のお守り」としての存在になってしまっているといっては言い過ぎだろうか。

いっそ住職も坊守も性に捉われぬされることにしたらどうだろう。そうはれば配偶者という表現も何ら問題になると配偶者といると配偶者といい。もと配偶者といいのに従属的意味合いはなのに従属を男にはなる性である妻別になる性である。住職の立場ではよっては一つでは、そこに従属のかされてしまう。住職の立場では、によっなる。

自坊でいえば夫は住職になっていないので私は准坊守である。父は既に亡いので母は前坊守である。住職代務者

はいるが、規則の上では住職も坊守もいない、いわば奇妙な寺である。それでも一応寺として存在してもいるし、 口々、寺院生活者としての仕事をして もいるのだ。

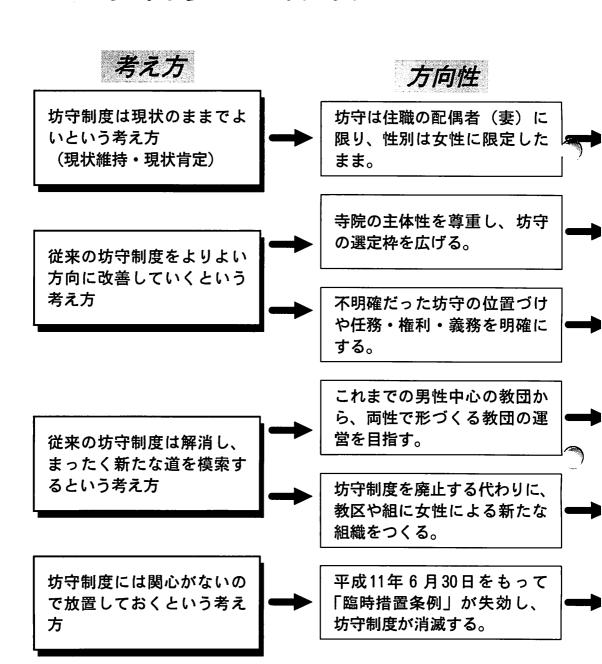
女が住職、男の坊守というお寺があっても構わないのではないだろうか。男の坊守というだけで慌てる辺りに閉鎖性を見るような気がする。世の中には主夫もいるし、保大さん、寮夫さん、看護士さん等々、お寺の外の社会の方がはるかにしなやかに動いている。

今のところ私には住職になろうという考えはないが、夫は男性坊守第1号 になってもいいよと笑っている。

(敬称略)

以上種々の問題提起をいただきました。 坊守制度の問題は、それのみならず、 この時代社会において寺や教団の存在 する意義やその本来的在り方などさま ざまな課題を私たちに提示してきます。 皆さんの教区や組で話し合う参考に していただければと思います。

妨守制度の論識のゆくえ



続

度

坊守制度について論議を進めていくときに、その前提となる考え方とそれに 基づく方向性、そしてそこから結果として導き出される坊守制度の存廃、さ らにその場合の課題・問題点として挙げられるものを簡単に図にすると次の ようになります。論議をすすめていただくうえでの参考として掲載します。

課題·問題点

宗門の制度に性差による役割分担の固定 化が残る。

男性は坊守になれない。

坊守の任務や選定基準・資格要件を明確にして、再度坊守に関する条文を規定し直す必要がある。この場合、すべての坊守の選任手続きのやり直しと審査基準を定める必要がある。また、なぜ坊守制度を残すのかを明確にする必要がある。

女性の宗政参加について、組会・教区会・ 宗会などの選挙制度の改革に取り組む必要 がある。

どのような組織体が望まれるのか、どのような機能を持つ組織であるべきか論議が必要。

宗門に坊守の概念がなくなり、坊守は単 に教師・僧侶・寺族という位置づけ。坊守 会も存在根拠がなくなる。

^{坊守制度をめぐる} 各教区の動き

『あいあう』創刊号では日豊教区「女性問題研修」 レポートを掲載しました。その後、特に坊守制度 の問題をめぐる各教区の取り組みについて、女性 室に情報の入った範囲でお知らせします。

- 奥 羽 若坊守会で研修会を予定。
- 仙 台 教化委員会で研修会を予定。
- 東 京 教化委員会と同和協議会で合同研修会を実施。女性室スタッフが出講。

(1997.12.8)

- 三条 教化委員会で研修会を予定。
- 富 山 教化委員会寺族小委員会でこれからの方向を検討した結果,まず各組の坊 守会で意見を出し合うことになり、各組で取り組みが始まる。
- 高 岡 教区に「女性の宗門活動に関する協議会」を設置。委員16名(教区会正副 議長・教区門徒会正副会長・教区坊守会役員・若坊守会役員・その他)で 構成。協議会に女性室スタッフが出講。(1997.12.4)
- 能 登 教区坊守会一日研修の中で取り上げる予定。教区同和協議会での答申の自 主学習会を開催。
- 金 沢 宗教法人法改正並びに寺院教会条例改正に関する講習会を開催。(1998.2.18)
- 高 山 教区坊守会で研修会を3回実施。
- 岡 崎 教区坊守会で研修予定。教区同和協議会で研修会を予定。
- 京 都 教区の取り組みに先立ち坊守会役員の一泊研修会を実施。女性室スタッフ が出講。(1998.1.20) それと並行して地区巡回で説明会を実施。
- 大 阪 教化委員会で「女性の宗門活動に関する学習会」を開催。(1998.2.20) 組 坊守会での自主的な学習会も有り。
- 山 陽 教化委員会寺族小委員会で検討中。
- 四 国 教区坊守会で5回の学習会を企画。第1回を同朋会館奉仕団のかたちで実施。教化委員会で研修会を予定。
- 日 豊 教化委員会婦人研修小委員会主催で女性問題研修を2回実施。女性室スタッフが出講。(1997.12.12)
- 久留米 連区坊守会の当番教区として研修会を予定。(1998.3.5)
- 熊 本 教区坊守研修会を実施。女性室スタッフ・教務部員が出講。(1997.12.2)
- 鹿児島 教化委員会で坊守学習会を予定。(1998.3.16)

蓮如上人五百回御遠忌を目前に控え、各教区ともその業務に重点を置いている中、この坊守制度をめぐる問題は、その根の深さから"どこから手をつけたら"という状況にあるようです。手探りのかたちで始められた各教区の動きを参考にしていただければと思います。また、取り組みの中で出てきた問題も知らせてください。

わらげ

「アカン。今日はダメノ」いつものバス に乗り込んだ途端, 声がとんできた。え, なんで?声の主と思しき方を見やれば, そ の耳もとには小さな電話機。

去る夏、携帯電話・PHSの普及台数が 三千万を超えたという。赤ん坊からお年寄 りまでを含めて、ざっと四人に一人がこの 種の移動電話をもち、利用していることに なる。

通動・通学客で込み合う車中で、また通行中の街角で、予期しない時に突然話しかけられ(たと勘違いし)てギョッとし、教室や研究室でも、虫が鳴くような呼び出し音に言葉を途切らせられることしばしばの昨今。今や若者を中心に「ケータイ」は現代風日常生活に必須のアイテムとなりつつあるかのごとくである。

手紙や葉書という書信から電話への通信 手段の変化は、人々が即座に迅速に相互に、 情報を伝達し交換することを可能にし、人 と人とのコミュニケーションのありかたを 変えた。周りを気にしながらの呼び出し電 話、公衆電話の時代から、一家に一台、つ いでコードレス、留守番機能、そして個人 ユースの携帯電話へと続く科学技術の開発 は、いつでも、どこにいても、必要な時に 目指す相手を掴まえることができるという、 時間・空間の制約を超えたコミュニケーションにおける自由と利便をもたらした。文字 通り一刻を争うような危急存亡の事態など では、大きな力を発揮する。

だが、この「近代文明の利器」もまた 「双刃の剣」であり、普及するにつれてそ の危うさの面がますます見え隠れしてきた。 先ず第一に、携帯電話で通話中の交通事故 の多発である。ともすれば「走る凶器」と 化しがちな車のハンドルから、片手、視線、 注意力を外すことは、現代の車社会の兇暴 性をさらに加速させていくことに繋がる。 二つに,他者による管理の増進である。人々 は四六時中互いに管理・監視しあい, 「留 守」などという非効率・無用な時間は排除 されて、そのぶんだけ一層生活全般が多忙 の渦に巻き込まれていく。そして三つ目に もっとも懸念されるのは、バスや電車の中 で, 町中で, また教室や駅や広場など多く の人の集まる場所で, 恥も外聞もない通話 が誰憚ることなく平気でなされることにつ いてである。本来、家庭や自室など私的な 空間で交わされる個人間のプライベートな 対話であるはずのものが、他者の存在を何 ら顧慮することなく公共的な場に持ち出さ れる。面と向かい合ってよりも機器を介し ての方がむしろうまく自己表現できる、あ るいは、現にそこに居る他人のことなどお 構いなしに、何時でもどこでも私的な対話 空間を作り上げそれに浸り切る。そのよう な「公共性の喪失」とも呼ぶべき性向が, 携帯電話の利用によって多くの若者のパー ソナリティーに内面化され強められている としたら、あれこれの事象を、単に非常識 と笑ってばかりはいられまい。

今日もまた,虫の音が鳴り響く。

大谷大学教授 松村尚子



私達の大谷派は、女性住職の問題から『寺院教会条例』の改正、またそれに関連する様々な問題を提起し改廃してきました。これは宗門における「性」による差別を無くそうという願いのもとに行われてきたように考えていました。

しかし今回,坊守に関する『臨時措置条例』 が設けられたことをみると,宗門がこれまで 女性住職を実現し,女性の宗門活動を活性化 するために女性室まで設けた願いとは何だっ たのか疑わざるを得ません。

この『臨時措置条例』をわざわざ設ける理由としてあげられているのは

- ①坊守の資格要件の不明確さ
- ②坊守の職域の多岐多様さ
- ③慣習的に住職の妻がその任に当たることが一般に定着しており、住職の配偶者 (男性も含む)はなじまない。

の3点であろうと思われます。

しかし、①②に関しては女性が坊守であろうが、男性が坊守であろうが、考えなければならない「坊守」というもの自体が持つ問題であります。また③では一般に定着していることを理由としていますが、例えば宗門では女性住職を実現したわけですが、女性住職が一般に定着していたから実現したのではなく、女性が住職となれないがために困窮する寺院の具体的な問題を通して、その背景にある宗門の女性への権利の制限(性による差別)が問題になったから実現したのではなかったのでしょうか。

以上のように①②③のいずれも『臨時措置 条例』を設ける理由とはならないと考えま す。

この条例の設けられた理由は、すでに「あいあう」誌で指摘されている、「男性の坊守には違和感を感じる」(p. 9 出発点に立つ)という点なのでしょう。

『あいあう』誌では「これまで宗門は女性 住職や坊守制度の問題を単に男女同権という 視点からだけでとらえ、そして制度上のつじ つま合わせの話として、問題の本質から眼を そらし続けてきたといえます。本当は住職そ れ自身が問われなければならないのです。そ して女性住職は認められるが、男性坊守には 違和感を感じる, その根っこに何があるのか ということをこそ問わなければなりません。」 (p. 9 左) と批判が加えられています。しか し、むしろ問題の本質は「女と男が同等の権 利を有する」という視点の欠如にあり、それ が今回の問題を生んでいるのではないでしょ うか。そして性差別ということを曖昧にして いるからこそ「制度上のつじつま合わせ」 (p. 9 左) が行われるのではないでしょう か。

ではなぜ部落差別の現実から学び、宗門の 差別体質を克服しようとしてきた、同朋教団 を標榜する大谷派の中にあって「女と男が同 等の権利を有する」という最もシンプルな問 題が受け入れられないのでしょうか。

本年8月から女性室が企画した女性学・男性学の講座が始まりました。その女性学では生物学的性別(sex)と区別してジェンダー(gender,社会・文化的性別,社会・文化に規定された女と男のありよう)という新しい「性」への視点を提示しています。

例えば「女に安心が語れるか (語れない)」

という発言がありました。事実、大谷派では 女性の講師はほとんどおられません。その事 実だけでとってすれば、「安心を語る」とい うことは男性に属する事柄のように考えられ ます。こういう発言の背景には「性(sex)」 に起因する役割の分担という考え方がありま す。あたかも、生物学的「性」に起因するか のように考えられる役割が、実はそうではな く、歴史的、社会的につくられた役割分担に すぎない、それこそがジェンダーと呼ばれる 「性」のとらえ方です。

ジェンダーへのとらわれから、特に宗門において女性は、歴史的に、社会的に学習の場と機会を、具体的、精神的に奪われ、結果として「安心を語らない」女性が生み出されてきたのです。

この意味からすると、「女に安心が語れない」と思いこまされている女性も、「女に安心は語れない」と豪語する男性もジェンダーの虜であるといえるのです。いやむしろとらわれていない人などこの社会には存在しないといっても過言ではないでしょう。だから、「女と男が同等の権利を有する」という最もシンプルな問題が見えにくくなっているのです。

「男性坊守には違和感を感じる,その根っこに何があるのかということをこそ問わなければなりません。」と『あいあう』誌では指摘されていますが,そこにはジェンダーの扇である私達の姿があるのです。「男性坊守には違和感を感じる」という違和感の正体,それは「男がおとしめられる」という感覚ではないでしょうか。つまり寺の構造の中では、男を主とし、女を従とする性の序列が確固たるものとして存在しているため、「男たるもの」が,その従たる女性の職(意味のない・

つまらない)を担うことに抵抗を感じるから ではないでしょうか。

この抵抗感こそが坊守という職を,「坊守のお陰で寺がもっている,宗門を支えている」といいながらも,長年にわたり,資格要件も職域も定めず放置し続けてきたものなのではないでしょうか。戦前・戦中,寺院に男性がいなくなったときには,寺院の維持のために,女性にも得度と教師資格取得が認められました。このように,宗門に関わる女性は,男性の都合によって差別され利用されてきたのです。

今回の『臨時措置条例』のもつ問題性は、前の『寺院教会条例』の差別性を踏襲したということにあり、それは「制度化された差別」という問題です。一見、男性の権利を侵害(坊守にはなれない)するかのかたちをとりながら、女性の寺院への、宗門への関わりを「坊守」という言葉に象徴される役割へ固定化するものです。

まず私達のしなければならないことは、『臨時措置条例』がいかなる理由があろうとも「制度化された差別」だということを受け止め、権利の制限を改めることではないでしょうか。その上で、まず現に寺院に関わる女性がどのような意見をもっているかを聞き、そして「坊守」というかたちであれ、それ以外の名称であれ、女性がどのようなかたちで寺院や宗門に関わることができるか、関わりたいのか、そのことから男性が何を問われているのかを、宗門外からの意見(例えば女性学の視点)を手がかりにしながら論議することが重要だと思います。

浜松市在住 楯 泰也

女性室公開講座



45次果场

第1回

"男たちはどこにいる"

(お話) 伊藤公雄さん 1997年8月29日

調義より 90年代は男性問題の時代。20世紀最大の人権問題といわれる女性差別問題は,女性達がいくら意識を変えても,男性達が従来のままでは解決しない。今男性達の意識変革が迫られている。また女性達を差別する男性中心社会では,実は男性自身も生きにくい。"新生児は女の子が望まれる""いじめ自殺は男の子が多い""自立できないシャイマンの増加""男女の結婚観のすれ違いによる未婚・離婚の増加""過労死""中高年の自殺""濡れ落ち葉族"など男性問題が見え始めている。

女性達が変わり始めた。男女対等というあたりまえの関係に向かってこの20年・30年歩みをはじめている。それに対して男性がついていっていない。それが今この男性問題を生んでいる一つの大きな背景なのではないかと思う。

私達は今, 歴史・文明の転換点にいる



といってもいいと思う。そこで問われているのは、この 200年・300年でつくられてきた「男は外で働いて」「男は我慢して」「男は競争に勝って」「効率を優先して」という男らしさのロジックから離れて、個々の人間がもっと人間らしいゆとりを取り戻して、環境と調和しながら、平和に他者と共存できるような仕組みに向かって、社会や世界の仕組みを転換していくことが必要だと思う。そのためにも、古い「男はこう」「女はこう」というジェンダーにとらわれない、ジェンダー・フリーの社会や意識をつくととが一つの大きな課題になると思う。

〈アンケートから〉

男女平等が広く世界中でいわれている今,今日講師のお話から,女性差別を考える時に"男性も生きにくい世界に生きている"という点から考えていくべきだとわかりました。今日のお話は,頭の固い男性に聞いてほしかったと切に思いました。

[女/40歳代]

性差別の問題について女たちは、自らの問題としてたちあがっている人たちは増えてきているけれど、本当は女たちがたちあがって気がつけば変わっていくものではない。やはり、男女ともにその関係をつくりあげていかなければ変わっていけない。男の人たちにこそ聞いてほしい。(もっと男の人たちに知らせる方法を!)

[女/40歳代] 🚽

あの宗務所で、このご宗門で、こういう公開講座を開くことができる日がくるとは…。「男」であれ「女」であれ、なんだかかなしいですね。いろんな主義主張・批判がクロスオーバーする位置でしょうが、だからこそきめつける形でなく、展開されるとよいなぁ…と思います。

・ [女/30歳代] 🛁

第2回

"女たちはどこにいる"

《お話》 藤 枝 澪 子さん 1997年10月3日

職義より 3年ほど前に横浜市が日米の大学生を対象にして行った意識調査で、日米で大きな意見の違いをみたものの一つが、学校教育における男女格差についてだった。日本の学生は男女とも70%が男女平等と答えたが、アメリカの学生の場合、平等と答えたのは男子でさえも40%ぐらい。女子では平等が20%、男性優遇は80%にのぼった。なぜ日米でこういう意識の違いが出てくるのか。

日本の社会が同質社会になっていて、 平等・差別・人権という問題についてき わめて鈍感に、他人ごとになっている。 しかし、日本の社会は決して同質ではな く様々な問題を抱えているが、その問題 を見ていく視点を、学校教育や家庭生活 聞く方をあきさせない豊富な話題で、難しいテーマをわかりをする。 が、していただき、大変興味をもっぺんにました。男女の意識をい一人のではないでがはない。 に変えるのはムリだけど、一人のでいくが社会がはなっことが社会がでする。ところのではないでする。ところの象性はのでいく。 ところのといいではないでは、カウスでは、カウスでは、カウェングー?

⇒「女/20歳代] 🛁

大谷派で女性室ができたのはすごいと思うし、こういう講座がもたれるのも良いと思う。でも自分たちの 寺や組織を思うと、あまりのギャップの大きさを感じる。息の長い取り組みになるように願っています。

➡ [男/40歳代] ➡️

の中できちんと話し合ったり、教わったりしていない。だから差別や人権についてほとんど考えたことがないというのが今の学生達の現実。それが日本の社会の問題を端的に表わしている。

私達は現象だけで判断してしまいがちになり、その差別の本質がみえなくなってしまう。構造・システムをきちんとみることが大切。

男女の賃金格差は、日本では女性の賃金は男性の半分以下で、「先進国」の中で最悪の状態。なぜか。日本が戦後とってきた、男性の雇用を中心とする終身雇用制と年功賃金システムの二本柱。ここでは基本的に女性は排除されており、日本経済はその女性達の低賃金によってさるられてきた。生産性、能率・効率に最大の価値をおいた日本経済の状況の中で、性別役割分業が制度としてかたまってくるというのが、戦後の大きな特徴である。

生は場ちの



寄哈談議

〈アンケートから〉

今現在, 女性が社会の中でおかれ ている立場や、また、何故そうなっ てきたか、具体的にお話しくださり、 よくわかりました。特に、現象だけ をみてはいけない、つい現象に気を とられて本質的な性差別がみえなく なってしまっているという点は、初 めて気づかされました。

≫ 「女/40歳代] >>>

おもしろい試みだと思います。連 続講座になっているところがいい。 男性の参加者が多いのもいいですね。 藤枝さんの講義はわかりやすかった です。おやつ、ありがとうございま す。うれしかったです。

[女/30歳代] ***

何やら女性は不利な立場にいると ブツブツ言ってはいるものの、どう いうシステムによって男女が不平等 なのかよく考えなかった。そんな自 分に気づいた夜でした。

[女/40歳代] :

講座で話を聞くということだけで なく、考えるということが主体となっ ておもしろい講義でした。

※ [男/40歳代] ■

男も女も生きにくい社会の中で, ジェンダーの見直しは重要であると 思う。しかし、「わかっちゃいるけ ど」という「けど」が超えられない のが現実なのではないでしょうか。 その「けど」を超えるものは、社会 の構造見直しの視点, その変革への 意志ではなく,経済構造が変革され ることしかないのではないでしょう か。ニンジン(お金)をぶらさげら れた馬のようにしか生きられないの が人間なのでしょうか。

» [男/20歳代] ****

企画・運営とご苦労さまです。こ の講座を核に、全国にどう広がって いくのか。この講座によって自分の 意識の居場所が見えてきた。

■ [男/60歳代] ■



以後,下記の通り開催されましたが, 内容については順次報告させていただき ます。

第3回 97年12月12日(金) "男らしさからの解放" (お話) 伊藤公雄さん

98年1月30日(金) "女らしさからの解放"

(お話) 藤枝澪子さん

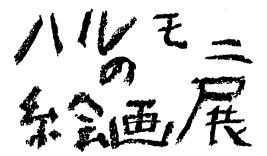
第5回 98年3月6日(金) ーシンポジウムー

"ふたたび女であることへ ふたたび男であることへ"

(お話) 藤枝澪子さん・伊藤公雄さん

女性室主催絵画展

ーナヌムの家から一



―元「従軍慰安婦」が描く恨と希望―

私どもの教団は、日本の国が明治以来くり返してきた戦争を「聖戦」とし、戦死者を「英霊」とすることにより、将来ある若者たちを他国への侵略と、その地を戦場とした殺戮を、信心の名のもとにすすめるという過ちを重ねてのもとにすすめるという過ちを重ねてりまりでがある。 おけアジア諸国の人々、特に女性や子ども達に言語に絶する苦痛と惨禍をもたらとを深く懺悔するものであます。

宗門として1987年の全戦没者追弔法会にあたって,はじめて戦争責任を表明し,「不戦の誓い」をあらたにしたのでありますが,戦争責任を表明するということは,戦中戦前の歴史的事実をとらえ返すとともに,戦後という時代の意味を明らかにすることに他なりません。

また、このような過ちを再び起こさない努力を惜しまないことを決意することでもあります。

このたび、こうしたなかで、韓国仏教会が支援する「ナヌム(わかちあい)の家」で共同生活されている「従軍慰安婦」として強制連行されたハルモニの方々の絵画展が、多くの賛同者を得て全国各地で開催されるはこびとなりました。

このことは、まことに時期を得た催しとなったことであります。しかし、振り返ってみますと、「従軍慰安婦」問題がとりあげられるようになりましたのは、1991年12月に被害者の方々自らが名のり出られてからのことであります。

この問題を戦後46年間も闇の中に閉じ込め、なおざりにしてきたことに、あらためて今日の私どもが、これまでどういう社会を生きてきたのかを思わざるを得ません。この絵画展を機縁に、私どもの歴史認識を問い返し、どこまでも私ども自身のありかたを見つめらすなかで、民族のちがいを超えてあらたな出会いが生まれることを念じてやみません。

真宗大谷派宗務総長 能 邨 英 士

◆ 絵画展を終えて◆

去る11月24日から28日まで、女性室の主催により、『ハルモニの絵画展――元「従軍慰安婦」が描く恨(ハン)と希望―』が、京都教務所を会場に開催された。本山の報恩講期間中でもあり、参詣者や奉仕団の方々、また一般の方々など、入場者は約700人にのぼった。

入場者の中には長時間、絵やビデオに 見入っている人も多くみうけられた。特に、じっと絵を見ながら実際に戦争を体験したという男性が「ラバウルには本当にこのような慰安所があった……。」と話してくれたことは、とても印象的だった。そのほかにも、アンケートを書いて下さった人たちの声をひろってみると………

* • * • * • * • * • *

- ★絵の一枚一枚が、私の心の中にひびいてくるようでした。私たちに「こんな事があったのだ」と真実を知らせてくださって感謝したいです。この絵を通して、私たちがこれからのことを考えていかなけばならないのだな……と感じました。 (女・20歳代)
- ★戦前、国家として行ってきたことの重さと、今なおかたちを変えて似たようなことが繰りかえされているという思いも起こりました。 (男・30歳代)

- ★従軍慰安婦について、慰安婦は日本軍 に騙されて連行されたという。これは 真赤な嘘で、親が貧困に堪えられず 「女衒」に売りつけ、「女衒」は彼女ら をまとめて軍に売りつけたのである。 前線においては、たまの外出になけな しの財布をはたいて上樓した兵隊さん の青春の一刻を慰めたものであった。 (男・70歳代)
- ★自分を含めた人間の恐ろしさを思います。 (女・60歳代)
- ★「慰安婦」 イアンフーということば をテレビの画面で以前語られるのを聞 いた時、このことに今でも苦しんで、 悲しんで、痛んでおられた人がたくさ んいることに無関心、無知を装ってい た自分を恥ずかしく思いました。

(男・30歳代)

- ★ちょっと言葉では言えません。しかし、 深く心に刺さりました。(女・60歳代)
- ★私は全く信用しません。戦争経験のない人が行動している。(男・70歳代)





- ★悲しさの中に明るさ、力強さが感じられてホッとしました。私に何かできる だろうか。 (男・60歳代)
- ★痛みをわかってあげることはできないが、わかつことはできると思う。「ご めんなさい」と伝えたい。心から。

(女・40歳代)

★ぼく(たち)は、日本人として、男と して、現在のあり方を鋭く問われてい ると感じました。 (男・20歳代)

* • * • * • * • * • *

このように、受けとめた方は様々である。しかしながら、ハルモニの描いた絵にふれて、多くの人があらためて、「戦争」や「従軍慰安婦」問題について考える機会を得たことは確かであろう。

- 。 **나눔의 집** (ナヌム→わかちあい)の家 韓国のソウル市郊外にあり、日本軍の 慰安婦にされたハルモニたちが共同生 活をしている。
- ・ 할머니 (ハルモニ→おばさん)

以上のような報告に合わせて、今回の 試みの終りが始まりとするならば総長の メッセージにも述べられているように、 私たち一人ひとりが「あらたな出会い」 をどのように始めるのかを考えてみなけ ればならないと思うのです。

今回の絵画展を催すにあたり、9月も 半ば頃でしたが絵を描かれたハルモニの 一人、金順徳さんが東本願寺を訪ねて来 て下さいました。チョゴリ姿の金さんは 少し疲れた様子でしたが、初めて出会っ た私(たち)をその時まっすぐ見つめて おられたのでした。

その場では多くの言葉は交わしません でしたが、のちに届いた絵の一枚一枚に は、その時の言葉にかわる充分なメッセー ジが込められておりました。

思えば、お互いが手を伸ばせばその指 の先と先はなんなく触れるほどの近い国 の人たちをこんなにも隔てたものは何な のか、そして誰なのか……。

絵をもって語られた私たちへの課題。 それは彼女たちの痛切なる"恨と希望" を私たちがどのように受けとめ得るのか ということではないだろうか。

少なくとも私たちは"何ごと"にも "何びと"にも出会ったその瞬間の自分 の恥ずかしさと感動を忘れないことでは ないだろうか。それが"出会い"の原点 だと私は思う。

このことを心して私たちの始まりとしたい。

(女性室)

女性室活動日誌

1996 (平成8)年

10月7日 第1回女性室懇談会

10月31日 第2回女性室懇談会

12月1日 女性室スタッフ任命

12月17日 女性室『真宗』座談会

12月12日 女性室開所式・辞令伝達・第1回女性室会議

1997 (平成9)年

1月10日 第2回女性室会議

1月29日 第3回女性室会議

2月6日 第4回女性室会議

3月4日 第5回女性室会議

3月12日 第6回女性室会議

3月26日 第7回女性室会議

3月31日 女性室広報誌「創刊準備号」パンフ発行

4月14日 第8回女性室会議

4月30日 第9回女性室会議

5月20日~21日 第10回女性室会議

6月9日 第11回女性室会議

6月13日 日豊教区「女性問題研修」へスタッフ派遣

6月20日 第12回女性室会議

7月4日 第13回女性室会議

7月9日 第14回女性室会議

7月25日 第15回女性室会議

8月29日 第16回女性室会議・第1回女性室公開講座

8月30日 広報誌『あいあう』創刊号発行

9月9日 第17回女性室会議

10月2日 熊本教区「坊守研修会」へスタッフ派遣

10月3日 第18回女性室会議・第2回女性室公開講座

10月15日 第19回女性室会議

11月12日 日豊教区「女性問題研修」へスタッフ派遣

11月18日 第20回女性室会議

11月24日~28日

元従軍慰安婦「ハルモニの絵画展 | 開催

12月5日 高岡教区「女性の宗門活動に関する協

議会」へスタッフ派遣

12月12日 第21回女性室会議・第3回女性室公開講座

編集後記

ボーヴォワールがその著『第二の性』の中で、「人は女に生まれない。女になるのだ。」という有名な一句を残しています。この言葉に引き当てて考えれば、私たちは"女らしさ"とか"男らしさ"、あるいは"坊守らしさ"を求め、その枠に自分や他人をはめところに"らしさ"を求め、その枠に自分や他人をはした。とに終始して生きています。しかし、そのことによってどれだけ自分自身を苦しめ、他人を傷つけてきたかわかりません。そして、慣や常識によって裏付けされたその固定概念の中で"自分らしさ"を求める術すら見いだせないでいるのが今日の私たちのすがたではないでしょうか。

如何にさまざまな"らしさ"やあらゆる執 心を超えてそこに自分を取り戻し、人間を生 きる道を明らかにしていけるかということが 今回の「坊守制度」をめぐる問題の本質であ るように思います。

女性と男性が共に自分の課題としてこの問題を受け止め、深めていくなかから教団の制度として形にしていくのでなければ同朋公議とはいえません。今後の取り組みとして、各地からの意見を一堂に会して交換しあい、運動として展開していくような方途も必要かと考えています。創刊号は、当面の課題『臨時措置条例』の問題を中心にしたため、堅く難解だとの声も届いています。いろいろな声を受け止めて今後も本誌を継続していきたいと思っています。どうか女性室にあなたの「声(800字)」を届けてください。 (ほ)

表紙絵・カット 加藤 伝 (KATO TSUTAU)

1936年岐阜県生まれ,多治見工業高校図案科卒業後,作陶活動を始める。その後,小田井窯にてデザイン担当,現在山久窯にて主に作画担当,1994年より名古屋三越本店,画廊炎舞,圓福寺にて毎年個展開催。多治見市在住。

◆ 女性室広報誌 あぶす 第2号 ◆

発 行 1998年3月20日

発行人 能邨英士

発行所 真宗大谷派宗務所 組織部女性室

〒600-8505 京都市下京区烏丸通七条上ル TEL. 075-371-9187